

令和 7 年度
水素新技術開発推進事業費補助金

公募要領

令和 7 年 8 月
静岡県

1 目的・趣旨

水素エネルギーや燃料電池等の関連産業への県内企業等の参入を促進するため、山梨県企業・大学等と共同で水素新技術開発を行う事業に対して助成を行います。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

水素の新技術開発に向けた「①研究開発事業」と水素関連技術の実装に向けた「②事業化に関する取組」が対象となります。

ただし、対象事業は山梨県内企業・大学等と連携して実施する水素技術開発に限ります。

(2) 補助対象者

次のいずれかに該当するエネルギー事業を実施する中小企業者です。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に主たる事業所又は住所を有するもの

区分	要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する県内中小企業団体（信用協同組合を除く）
- ③ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合体であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する県内中小企業者であるもの

<注意点>

- ・ 山梨県内企業、大学等と連携して実施する事業に限ります。
- ・ 県税を完納していること、暴力団等に該当しないことが要件となります。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

補助対象経費の区分	内容
事業費	人件費、設備費、旅費、外注費、委託費、通信運搬費、図書・消耗品費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他補助事業を実施するために特に必要と認められる経費
業務管理費	旅費、会議費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を実施するために特に必要と認められる経費

※補助対象経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものに関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害等の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があるので、相談すること）
- ・その他事業に関係ない経費

(5) 補助率及び補助上限額

補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

補助対象経費	補助率	補助限度額
研究開発助成	事業費の3分の2以内	10,000 千円
事業化助成	事業費の2分の1以内	

3 事業スケジュール

	R7.8	R7.9	R7.10	・・・	R8.1	R8.2	R8.3
申請受付							
審査							
事業期間							
支払い							

4 実施方法

(1) 交付の申請

①公募期間

令和7年8月18日（月）から令和7年9月1日（月）

※応募予定の方は、8月26日（火）までにメールで必ず御連絡ください。

②提出方法

県エネルギー政策課メール宛に、申請書類を電子メールにより御提出ください。

【県エネルギー政策課メールアドレス】energy@pref.shizuoka.lg.jp

③提出書類

- ・ 交付申請書（要綱様式第1号）
- ・ 事業計画書（要綱様式第2号）
- ・ 収支予算書（要綱様式第3号）
- ・ 実施体制資料（要領様式第1号）
- ・ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）
- ・ 会社のパンフレット、団体の活動報告
- ・ 登記事項証明書
- ・ 団体の定款、寄付行為又は規約
- ・ 過去3年分の決算書（損益計算書、貸借対照表、利益処分、準ずるもの）
- ・ その他関係資料

(2) 審査

提出書類の審査後、外部有識者等のヒアリングによる審査会を開催し、事業計画や事業内容、事業効果、運営体制等から採択の優先順位を決定します。申請者以外の協力会社の審査会出席は可能ですが、決算書など経営状況の詳細確認も審査対象となりますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 交付の決定

令和7年度予算額は10,000千円です。予算の範囲内において採択者を決定します。交付決定通知書により書面通知します。

(4) 事業の実施

交付決定通知を受けて事業の発注が可能となります。また、令和8年3月10日（火）までに対価の支払いまでを完了する必要があります。年度をまたいだ事業継続は、認められません。事業期間に合わせた分割発注を行う場合は、各年度毎に本補助金の申請が可能です。

なお、事業に係る契約は、競争入札によるものとします。競争入札によりがたい場合は、2社以上の見積書により比較する、標準価格資料等を基にするなど、価格の妥当性の根拠を明確にする必要があります。

(5) 事業の変更

事業の内容変更・中止・廃止等が生じる場合は、事前に県の承認が必要になります。ただし、補助対象費用の経費区分の配分について、補助対象経費の20%以下で変更する場合は承認が不要となります。必要に応じて、追加の書類提出、中間検査を行う場合がありますので、御協力ください。

(6) 実績報告及び額の確定

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月10日(火)までのいずれか早い日に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出後、書類検査及び必要に応じて現場検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するとき、交付すべき補助金の額を確定し、書面により通知します。

(7) 補助金の支払い

確定通知の受領後、請求書(交付要綱様式第11号)を提出し、補助金の支払いを受けます。

5 その他

(1) 交付規則への違反

本事業は「静岡県補助金等交付規則」、「水素新技術開発推進事業費補助金交付要綱」、「水素新技術開発推進事業費補助金交付要領」に定めるほか、本公募要領のとおり実施します。

「静岡県補助金等交付規則」、「水素新技術開発推進事業費補助金交付要綱」、「水素新技術開発推進事業費補助金交付要領」に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

(2) 事業成果の公表

水素エネルギーの利活用を促進するため、本事業の成果を公表するなど活用を図る予定ですので、あらかじめ御了承ください。

(3) 取得財産の管理

1件当たりの取得価格が50万円以上の財産は、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)、定めのないものは知事が別に定める期間)内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄はできません。取得財産管理台帳及び取得前後の比較写真等により管理します。

また、補助金の収支に関する帳簿等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する必要があります。